

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る税制特例措置

(ASV減税)に係る検査における取扱いQ & A集

【税制度関係】

問1 ASV減税の制度如何。

ASV減税は、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載した自動車（新車に限る）が、新規登録を受けた際に課税される自動車重量税、自動車税に限って減税する制度である。本制度の内容及び対象となる自動車は自家用・事業用の区別なく以下のとおり。

【特例の内容】

	自動車重量税	自動車税
1 装置装着	25%軽減	取得価額から 175 万円控除

【特例の対象】

対象車両	対象装置
車両総重量 3.5 トン超のトラック	衝突被害軽減ブレーキ
バス	(歩行者検知機能付き)

- ※ トラックには牽引自動車を含む。
- ※ 被牽引自動車は除く。
- ※ バス（立席を有するものを除く）には乗車定員 10 人の乗用車を含む。
- ※ 特種用途自動車については、上記車両総重量の自動車で、以下（1）～（3）のいずれかの自動車が対象となる。
 - (1) 用途区分通達の 4-1-3(1)に該当する自動車（積載量を問わない。）
 - (2) 最大積載量が 500kg を超える自動車（消防車及び放水装置を備える警察車を除く。）
 - (3) 乗車定員 10 人以上（立席を有するものを除く。）で、最大積載量が 500kg 以下の自動車

注 （1）又は（2）に該当する自動車はトラックとして減税の対象とし、（3）に該当する自動車はバスとして減税の対象とする

問2 ASV減税はいつから適用されるのか。また、適用期限はあるのか。

ASV減税（延長・拡充）の適用日及び適用期限は以下のとおり。ただし、令和7年4月1日までに税制関連法案が施行されない場合には、施行日から特例措置が開始される。

- ・自動車重量税：令和5年5月1日～令和8年4月30日
- ・自動車税：令和7年4月1日～令和9年3月31日

問3 乗車定員10名の乗用車も対象となるのか。

対象となる。保安基準上、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）等を備えることが義務化されており、税法上も財務省令、総務省令に定める自動車に含まれている。

問4 エコカー減税とASV減税との関係如何。

ASV減税とエコカー減税の両方の対象となる車両について、適用は以下のとおり。

- ・自動車重量税：軽減率の高い減税を適用（同率の場合、エコカー減税を優先）。
- ・自動車税：燃費性能に応じて軽減された税率とASV減税が両方適用される

問5 ASV減税の使用者への周知方法如何。

国土交通省物流・自動車局のホームページにASV減税の概要を掲載、また、地方運輸局及び運輸支局等の検査窓口へのチラシの掲示を予定している。なお、自動車関係団体は、自動車販売時などユーザーと接する機会も多いため、ユーザーへの周知・協力について通達を発出する。

問6 自動車関係団体等に対し、ASV減税対応に係る説明会は実施するのか。

自動車関係団体に対する説明会を実施する予定はない。

問7 ASV減税による自動車重量税額、自動車税額に関する問い合わせについてはどこが対応するのか。

申告する自動車によって税額が異なるため、自動車販売時等において申告する自動車の状態を熟知している各自動車ディーラーに対応してもらうよう自動車関係団体へ連絡することとしている。なお、登録ヘルプデスクに問い合わせがあった場合は、各自動車ディーラーへの問い合わせをお願いしたいことの案内のみ対応する。

問8 検査・登録の窓口ではASV減税の問い合わせは対応しないということはよいか。

自動車重量税額、自動車税額に関しては、各自動車ディーラーへの問い合わせをお願いし、ASV減税制度そのものの問い合わせについては、チラシを配布（電話での問い合わせの場合は内容説明）する。なお、ASV減税制度に関するチラシについては、運輸局、運輸支局等にメールにて配布することとしている。

問9 A S V減税に関する今後のスケジュール如何。

今後のスケジュールは以下のとおり。

- ・令和7年3月下旬まで：自動車関係団体及び運輸局にA S V減税対応に係る通達発出、運輸局、運輸支局等検査・登録窓口でのチラシ掲示、国交省ホームページに制度の概要を掲載

【検査・登録業務関係】

問10 A S V減税の実施にあたり、検査・登録業務に係る関係法令等の改正如何。

車検証の備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」と記載されることになるが、本記載はA S V減税を受けることができる車両であることを示しているものであるため、検査業務等実施要領の改正は予定していない。

問11 A S V減税が実施された際に、検査・登録業務において発生する作業如何。

A S V減税が実施された際には、新規検査及び新規登録の各々の業務において、以下の作業が発生する。

- ・新規検査：①書面確認（搭載証明書、排出ガス検査終了証、試験成績書）
②現車確認
③検査票2の備考欄記載事項の記載又は備考欄記載連絡票添付
- ・新規登録：①検査票2の備考欄記載事項の記載又は備考欄記載連絡票の確認
②O C Rシート記載確認（検査事項等コード）
③車検証備考欄情報の確認

なお、高度化施設連携により電子的に処理を行う場合においては、検査事項等コードは自動車技術総合機構が審査合格通知時に電子で報告する。

※自動車重量税については、検査事項等コードを入力することにより、M O T A Sでエコカー減税と比較の上、自動計算されることになっている。

問12 型式指定自動車であっても、A S V減税を受けるためには現車確認が必要か。

型式指定自動車であって完成検査終了証が発行された場合においては、現車確認は不要とする。ただし、架装等により持ち込み検査があった場合を除く。

問13 輸入自動車（並行輸入自動車を含む）もA S V減税の対象となるのか。

輸入自動車についても技術基準に適合する衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載していれば、A S V減税の対象となる。

問14 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の定義如何。

令和5年1月4日に改正された衝突被害軽減ブレーキに係る技術基準（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第15条第7項及び第93条第8項）に適合した装置とする。

問 15 共通構造部型式指定自動車の諸元表に「衝突被害軽減ブレーキ付」と記載されている型式の自動車は、全て衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が搭載されていると判断してよいか。

オプション装着があるため、全ての車両に搭載証明書発行又は排検証備考欄への記載で対応することで大型4社と調整済みである。したがって、新規検査時に提出される、これら書面及び現車の確認が必要である。

問 16 O C R シートへの記入項目は追加になるのか。

O C R シート第2号様式の検査事項等コード欄に、検査事項等コード「951」（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き））を記入することになる。なお、高度化施設連携により電子的に処理を行う場合においては、検査事項等コードは自動車技術総合機構が審査合格通知時に電子で報告する。

車検証の備考欄には「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」と記載される。

問 17 現行の取扱いは、A S V 減税適用期間が終了した後も引き続き行うのか。

A S V 減税適用期間の終了とともに、本税制優遇措置に係る現行の取扱いは終了することになる。

※なお、今後、装置の搭載を義務付けることになることから、装置搭載の有無に係る現車確認については、そのまま引き続き行うこととする。

問 18 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）は搭載しているが、搭載証明書等の書面の提出がないものは、技術基準に適合する衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が搭載されていないと判断してよいか。

技術基準に適合している装置であるかの確認ができないため、書類の不備かどうかなど自動車メーカーに確認するよう申請者に指示願いたい。

問 19 新車新規登録後に衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を後付けして、A S V 減税を受けるために車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」と記載してほしい旨の申し出があった場合の対応如何。

A S V 減税は、新車新規登録時に措置が受けられる制度であるため、減税措置はできない。また、記載の対応も不要である。

問 20 車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」と記載されている自動車が、当該装置を取り外した場合はどうなるのか。

極めて稀であるとは思われるが、継続検査等における現車を確認した時に車検証備考欄に記載されているが装置の取り外されている車両が認められた場合には、公文書である車検証と現車が異なっていることを取り上げる者からの無用な苦情等につながることを回避するため、職権により備考欄から削除する手続を検査整備担当が連絡票等に指示することにより登録担当へ依頼するようお願いしたい。また、ASV減税は新車新規登録時に措置が受けられる制度であるため、新規登録後に装置を取り外されたとしても税制上の手続きは発生しない。

なお、仮に、装置の取り外しを検査官が見落としていたとしても、車検証備考欄の「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」の記載はASV減税を受けるための記載であり、また、搭載義務化前に製作された自動車については、保安基準上は何ら問題がないため、検査官の瑕疵にあたるものではない。

問 21 指定自動車整備工場の継続検査時において、自動車検査員が衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が取り外されていることの確認をした場合の手続き如何。また、装置義務付け車で無いため、装置の搭載されていないことを見落とした場合に処分等の必要があるのか。

指定整備工場で取り外されていることが確認され、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を再搭載しないのであれば、運輸支局等へ現車提示の上、職権により削除する。なお、削除しない状態で保安基準適合証を交付したとしても問20の回答なお書きと同じく、指定整備工場の検査員の責を問うものではない。

【搭載証明書及び排検証関係】

問 22 搭載証明書に記載される事項及び発行責任如何。

搭載証明書の記載事項は以下を予定しており、自動車メーカーが衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の技術基準に適合する装置を搭載している自動車を製作した場合に、自動車メーカーの責任において一台一台の自動車に対して発行する。

- ・証明番号
- ・発行年月日
- ・自動車製作者等の氏名又は名称、住所
- ・車名及び型式
- ・車台番号

※基本的には排出ガス検査終了証をベースに様式設定している。

問 23 搭載証明書は写しの提出でよいか。

本紙の提出が必要である。

問 24 搭載証明書又は排出ガス検査終了証の備考欄の記載不備、誤記及び内容に疑義が生じた場合の対応如何。

A S V 減税を対象とした申請がされているものについては、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の基準適合性が確認できないため、検査合格とすることはできない。該当車を検査に持ち込んだディーラー等から自動車メーカーに確認させ、自動車メーカーに必要な訂正等を行わせるとともに、訂正印等処理させる。搭載証明書は装置搭載を証明するものであり、また、排出ガス検査終了証の備考欄は搭載証明書に該当するものであることから、検査官の判断根拠を明らかにし、瑕疵を問われないよう武装しておくべきである。

問 25 搭載証明書を紛失した場合には再発行できるのか。

再発行できる。

問 26 新規検査において搭載証明書又は排出ガス検査終了証の何を確認すればよいのか。また現車の確認はどこまで行うのか。

搭載証明書又は排出ガス検査終了証の備考欄の記載事項が漏れなく記載されていること、搭載証明書又は排出ガス検査終了証の車台番号と現車の車台番号に齟齬がないこと、現車に装置が搭載されていることを確認する。なお、現車に装置が搭載されていることの確認方法については、通常の外観上回り検査の流れの中で確認できる範囲であると考えている。

問 27 搭載証明書は、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載した自動車全車に発行されるのか。

自工会大型4社については、最終的には自動車情報管理システムを活用して出力される排検証の備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」と記載させることで対応調整している。排出ガス検査終了証の備考欄に記載されていない自動車については搭載証明書が発行されることとなる。なお、大型4社のシステム改修状況、車両の製造・出荷のタイミングにより、一台の自動車に対して搭載証明書及び備考欄記載された排出ガス検査終了証の両方が発行される場合もあり得る。

問 28 海外の自動車メーカー（例えば、ベンツ、ボルボ、スカニア、マン等）が搭載証明書を発行することができるのか。

海外の自動車メーカーが衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の技術基準に適合する装置を搭載している自動車を製作した場合には、搭載証明書を発行することができる。なお、P H P自動車、並行輸入自動車がA S V 減税を申請する場合が該当すると考えているが、現時点での車両数は極めて少ないと料される。

問 29 搭載証明書は各自動車メーカーではすぐに発行できる体制となっているのか。

大型4社については、発行できる体制であると聞いている。海外自動車メーカーにつ

いては、実態上極めて少ないと想料されるが、現時点では海外自動車メーカーがどのような体制にあるか不明である。

問 30 自動車メーカー以外が、搭載証明書の発行又は排出ガス検査終了証備考欄へ記載した場合、当該書面は認められるのか。

自動車メーカー以外（例えば、ディーラー等）が発行した搭載証明書は認めないこととする。また、排出ガス検査終了証備考欄の記載は、自動車情報管理システムを活用して排出ガス検査終了証を出力する場合に限られており、備考欄情報の入力は自動車メーカー以外の者は行えないため、必然的に自動車メーカーが発行したものとなる。なお、基本的には搭載証明書又は備考欄記載された排出ガス検査終了証のどちらかが発行されることになるが、大型4社のシステム改修状況、車両の製造・出荷のタイミングにより、一台の自動車に対して搭載証明書及び備考欄記載された排出ガス検査終了証の両方が発行される場合もあり得る。

問 31 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）に係る搭載証明書又は排ガス検査終了証について、「（歩行者検知機能付き）」の記載がないものは記載不備となるか。

衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）については、「（歩行者検知機能付き）」の記載により、令和5年1月4日改正後の基準に適合したものであるかどうかを書面上担保することとしていることから、当該記載がないものについては記載不備とし、問24の要領で訂正処理等を行わせるものとする。

問 32 搭載証明書の保存期間の取扱い如何。

検査関係書類として、各地方運輸局の文書管理要領により適切に保存すること。

問 33 自動車ユーザーは搭載証明書を自動車に携帯する必要はないのか。

搭載証明書は、新車新規検査時に本紙を提出し、新車新規登録後に交付される車検証の備考欄に装置搭載車である旨の記載がなされるため、自動車ユーザーが搭載証明書の写しを携帯する必要はない。備考欄記載された排出ガス検査終了証についても同様である。

問 34 装置搭載車が3月中の予備検査受検、4月1日（ASV減税適用日）以降に予備検査証の交付を受けた自動車の新車新規登録時に搭載証明書を添付してきた場合の取扱い如何。

令和7年度税制改正は、自動車税の特例延長となっており、当該特例が適用される期間においては、前回の税制改正により既に特例が措置されているため、再検査は不要である。

【技術基準適合証明書及び試験成績書関係】

問 35 並行輸入自動車における衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の確認はどのようにするのか。

並行輸入車の届出において衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が付いている旨の申告があった場合は、技術基準適合証明書又は試験成績書の提出を求めるとともに、装置の概要、確認方法がわかる資料の提出を求ることとなる。

技術基準適合証明書及び試験成績書の様式については、自動車技術総合機構の審査

問 36 技術基準適合証明書及び試験成績書の様式如何。

事務規程（TRIAS の制定、並行輸入自動車審査要領）において規定される。

問 37 海外の自動車メーカーが実施した社内試験結果を基にした試験成績書でもよいのか。

基本的には、技術基準に基づいた試験を実施したものであればよい。ただし、信憑性を確認するため、試験成績書の発行部署・責任者の印又はサイン、連絡先を記載させる必要がある。なお、海外の自動車メーカーが並行輸入自動車のために試験成績書を発行することは極めて稀であると思料する。

問 38 試験成績書は写しの提出でよいか。

試験成績書の提出は写しでもよいが、必ず本紙と照合するとともに、照合した旨を写しに記載等する必要がある。（自動車製作による“原本と相違ない”の記載と搭載証明書と同じ印での押印があれば、本紙と照合する必要はありません。）なお、一通の試験成績書を複数台数の自動車の検査に使用することは妨げない。

【その他】

問 39 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）であることを検査時に確認して備考欄指示をしているが、新規登録の際に車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」の記載が抜けて登録された場合、重量税の還付はされるのか。

還付の対象になり得る。

問 40 税制関連法案が 3 月 31 日までに成立しなかった場合はどうなるのか。

施行日からの実施となる。